

## 平成 29 年度第 6 回理事会議事録

日 時 平成 29 年 3 月 7 日 (水) 14:00～15:15

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>  
伊藤雅俊会長、遠藤利明副会長、泉正文副会長兼専務理事、大野敬三常務理事、  
荒川政利、有竹隆佐、今井純子、辛木秀子、河内由博、久保田文也、坂本和彦、  
坂本祐之輔、佐久間重光、竹田恆和、田澤俊明、友添秀則、丹羽治夫、林孝彦、  
平田竹男、山本誠三、渡部敏夫の各理事  
<監事>  
佐藤直子、比留間英人の両監事

理事総数 27 名、うち出席 21 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

冒頭に伊藤会長から、第 23 回オリンピック冬季競技大会（平昌）で活躍した日本選手団を率いた竹田理事（JOC 会長）に賛辞の言葉が送られ、竹田理事から謝辞が述べられた。

続いて、定款第 34 条により、伊藤会長が議長となり議事に入った。

## 議 案

第 1 号 平成 30 年度事業計画及び予算について (泉副会長兼専務理事、河内事務局長)

平成 30 年度事業計画について、以下のとおり説明。

平成 30 年度事業計画は、「Ⅰ. 事業方針」、「Ⅱ. 事業内容」及び「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」を柱として作成した。

「Ⅰ. 事業方針」については、本会創立 100 周年を機に策定・公表した「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」の実現に向け、関係機関・団体と連携していく。

本会はこの「スポーツ宣言日本」の実現をミッションとし、今後 5 年間の中期事業方針として「日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018」を策定した。この推進方策が目指す、「誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる環境の創出」、「スポーツ享受の多様化の促進」、「スポーツを核にした連携・協働の促進」の実現に向け、平成 30 年度から日本スポーツ協会の名称のもと努力していく。

また、スポーツ庁との連携・協力を進めるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やワールドマスターズゲームズ 2021 関西の成功に向け、関係機関と連携を図り、協力していく。

「Ⅱ. 事業内容」の「<公 1>国民スポーツ推進事業」について、「1. スポーツイベント開催・競技力向上」では、国民体育大会、日本スポーツマスターズ、「体育の日」中央記念行事、障がい者スポーツ関係イベント、ジャパン・ライジング・スター・プロジェクトを実施する計画とした。

これらの開催にあたっては、自然環境に配慮した大会運営を推進し、環境との共生を基盤とした持続可能な社会の構築に向けた取組を積極的に推進していく。

「2. 国際スポーツ交流推進」では、アジア地区スポーツ交流を従前通り実施するとともに、ASEAN 諸国におけるスポーツ推進貢献活動を行っていく。また、国際スポーツ・フォー・オール協議会（TAFISA）の計画する運動には、従前同様協力していく。

国際交流においては、交流を通じてフェアプレー精神の周知と実践を行うとともに、積極的に異文化理解を進める取組を行い、諸外国との相互理解を深め、友好・親善を図っていく。

「3. スポーツ少年団育成」では、スポーツ少年団の更なる発展を図るため、各種講習会や大会等を実施することとし、これらを通して幼児や青少年のスポーツ参加の促進を図り、子どもたちにスポーツの楽しさ、喜びを体感させるとともに、体力の向上に寄与する計画とした。特に各種講習会・研修会等では、スポーツ少年団指導者に対し、資格取得の奨励をはじめ、スポーツ少年団活動における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行っていく。

「4. 地域スポーツクラブ育成・支援」では、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2018」に基づき、スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成・活動支援に取り組む。

「5. スポーツ指導者育成・活用促進」では、本会公認スポーツ指導者制度に基づき、指導者養成講習会及び研修会を中心として、スポーツ指導者の養成並びに資と指導力の向上に努め、その活用及び活動の促進を図る。さらに、各種講習会・研修会等を通して、公認スポーツ指導者及び関係者に対し、スポーツ指導における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行うとともに、女性アスリートの健康支援に関わる啓発やコーチングスキルの獲得・向上を目指していく。

「6. スポーツ医・科学推進」では、各種スポーツ医・科学研究に取り組むとともに、研究成果をまとめた報告書を発行していく。また、ドーピング検査等の実施については、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）及び加盟団体と連携・協力し、国民体育大会ドーピング検査を継続実施するとともに、JADA 及び都道府県体育協会との連携のもと、アンチ・ドーピング教育・啓発活動を推進していく

「7. 広報活動推進」では、広報活動基本方針及び広報規程に基づき、積極的な展開を通して、日本スポーツ協会のブランディング向上を目指す。

「8. 社会貢献活動推進」では、「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーンの積極的な展開を通じて、フェアプレー精神が周知・理解され、全国各地において相互尊敬や相互理解を推し進め、スポーツによる社会貢献活動の醸成に努める。

なお、東日本大震災復興支援として、平成 23 年度から実施している「スポーツこころのプロジェクト」、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰、日本スポーツグランプリ顕彰及びスポーツにおける暴力行為等相談窓口の運営を、従前同様実施する。

「9. 組織体制充実・強化」では、新会館の 2019 年春頃の竣工を目指し、現在建設工事を執り進めている。

マーケティング事業では、「JSPO スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラムを推進し、賛同いただく協賛企業との連携強化と新規協賛企業の獲得に努める。また、出版物等販売事業では、「Sport Japan」及び各種教本等を販売することにより、本会の財源確保に努める。

「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」について、各事業の推進にあたり、本会内に設置した各委員会を中心に事業の企画・立案、実施方法等の検討を行い、効率的な運営に努めるとともに、事業評価システムを着実に実施していく。

また、女性スポーツ委員会及びアンチ・ドーピング委員会において、今後取り組

むべき施策について協議していく。

各事業の遂行に際しては、加盟団体、日本オリンピック委員会をはじめとする各体育・スポーツ関係団体や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会とも、より一層の連携を図る。

さらに、国、JKA、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、財界等に対し、本会の推進する国民スポーツ推進事業の重要性についてより理解を得るための働きかけを積極的に行い、できる限りの援助を強く要請していく。

次に平成30年度予算について、「損益計算ベース」の予算書を提示し、以下のとおり説明。

「一般正味財産増減の部」の「経常増減の部 経常収益」について、「基本財産運用益」から「受取会費」は、ほぼ前年同額を見込み、「事業収益」は「協賛金収入」において、現行10社のオフィシャルパートナーに加えて、新たに2社の協賛が決定したため、増額計上した。

また、「広報出版収入」において、公認スポーツ指導者テキストの販売時期の変更による減額を見込んだ。

次に、「受取補助金等」については、補助・助成団体からの内定額または本会の要望額をもとに編成した。

減額の主な内容として、「スポーツ庁委託金」において、平成29年度スポーツ庁から受託した「運動部活動の在り方に関する調査研究事業」と「子供の運動習慣アップ支援事業」が終了することと、「スポーツ振興くじ助成金」において、「総合型地域スポーツクラブ創設・自立・マネジャー設置支援」における各支援対象クラブ数の減に伴うものとなる。

以上により、経常収益の合計は、平成29年度に対し1億3千4百26万8千円減の41億2千4百87万3千円を計上した。

続いて経常費用について、新会館の建設に関連し、平成27年度から岸記念体育会館の減価償却期間を短縮する措置を継続しているため、2億4千4百30万1千円を計上した。

賃借料には新会館建設工事用地の借地代などを計上しているが、平成30年7月には一時借地している東京都の土地を本会が購入する予定としており、借地期間が8カ月から3カ月あまりに短縮され、前年度に対し1億3千7百88万4千円減の3億9千4百37万3千円を計上した。

租税公課については、新会館建設に伴い東京都から購入する土地の不動産取得税等を納める必要があるため、前年度に対し1億6千9百76万1千円増の2億1千2百89万円を計上した。

支払助成金（事業費交付金）については、総合型地域スポーツクラブ創設・自立・マネジャー設置支援における助成対象クラブ数が減となったことにより、前年度に対し8千85万7千円減の6億3千44万7千円を計上した。

業務委託費には、新会館への移転に伴う新オフィスの設計やネットワーク導入支援費を新たに計上し、前年度に対し2億1千2百38万8千円増の9億7千83万1千円を計上した。

その他各事業費の見直しや管理費の調整を図り、経常費用の合計は、平成29年度に対し、1億2千2百84万6千円増の48億6千97万8千円を計上した。

結果、経常収益の合計と経常費用の合計の差である当期経常増減額の合計は、平成29年度に対し、2億5千7百11万4千円減の7億3千6百10万5千円を計

上した。

また、経常外増減の部には、経常的な事業活動以外で生じる臨時的な収益や費用を計上し、現有地立ちのきに伴う土地の収用差額については、公表されている現有地の相続税路線価をもとに、本会が独自に実勢価格予想値を試算し、その予想値と現時点の帳簿上の土地の金額2億5千2百45万8千円との差額となる80億9千1百16万9千円を計上した。

物件移転補償金について、東京都との物件移転補償契約における移転補償金であり、岸記念体育会館の解体費や会館の現在価値をもとに積算した建物再築費などが東京都の査定に基づき補償されるものであり、本会が独自に試算し、18億2千万円を計上した。

経常増減の部と経常外増減の部、さらに法人税、住民税及び事業税を加えた「当期一般正味財産増減額」は、合計で91億6千6万4千円の増額を計上した。

以上のことから、「正味財産期末残高」の合計額は、平成29年度に対し91億6千6万4千円増の120億5千7百41万6千円を計上した。

また、「短期借入金限度額」については、総合型地域スポーツクラブ育成・支援関連の取組が、総額約3億円となることから、平成30年度期中における対応資金の準備として、銀行短期借入金限度額については、3億円としたい旨併せて説明。

以上、平成30年度事業計画及び予算並びに短期借入金限度額について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件は評議員会への付議事項であることから、来る3月23日開催の平成29年度臨時評議員会に付議することとした。

## 第2号 定款及び諸規程の改定について

(泉副会長兼専務理事)

定款及び諸規程の改定について以下の通り説明。

平成29年6月開催の定時評議員会において、平成30年4月1日から本会の名称を変更することが承認され、それに伴い定款の改定も承認された。

その後、平成30年1月開催の第5回理事会において、本会略称をJASAからJSPOに変更することが承認されたため、定款第1条記載の略称をJASAからJSPOに変更する。

次に、第4条第1項の事業について、平成29年6月開催の定時評議員会及び12月の評議員会の決議の省略により、平成30年4月1日から変更することが承認されている。しかし、定款記載内容が本会の公益目的事業の国民スポーツ推進事業を構成する9つの内容や定款記載の事業や本会スポーツ推進方策2018に十分対応できていない。このことについて、内閣府からのアドバイスも得て、定款には実施事業をはじめ、スポーツ推進方策2018の内容について幅広く記載するため、第4条第1項の1号から9号については、公益目的事業である国民スポーツ推進事業を構成する9つの内容に対応させ、その他の事業を10号から12号とした。

また、第40条の日本スポーツ少年団の業務について、第4条第1項の変更にあわせて変更する。

附則については、平成30年4月1日から改定することを明記した。

以上、定款第1条、第4条の第1項、第40条の一部を改定することと併せて、本会の名称変更及び今回の定款の改定に関連して、本会の各諸規程に記載の名称「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に変更すること、また、定款を含め、各諸規程において文言等の修正が生じた場合の対応については、伊藤会長に一任する

ことを諮り、原案通り出席理事全員一致で可決された。

なお、定款の改定は評議員会への付議事項であることから、来る3月23日開催の平成29年度臨時評議員会に付議することとした。

第3号 平成29年度臨時評議員会の開催について (河内事務局長)

来る3月23日開催予定の平成29年度臨時評議員会における議案は、「平成30年度事業計画及び予算」、「定款の改定」としていること、今後、臨時評議員会開催までに議案の追加などが生じた場合は伊藤会長に一任する旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第4号 新会館建設関連経費の支払いと特定資産の取り崩しについて (河内事務局長)

新会館建設関連経費の支払いと特定資産の取り崩しについて以下の通り説明。  
新会館は平成29年7月に着工し、平成31年4月の竣工に向け順調に工事が進められており、工事の進行監理、資金計画、竣工後の会館運営の方法等は、新会館建設委員会及び建設検討小委員会において協議している。

第1号議案の平成30年度予算にて説明した通り、平成30年度は新会館建設関連経費を計上しており、主な経費として、新会館建設工事用地借地代8千5百89万4千円、新オフィス設計・ネットワーク導入支援費2億3百88万8千円、新有地不動産取得税等1億7千1百95万3千円、新有地取得代金76億4千9百83万1千円、新会館建設工事費・設計監理費の一部15億7千1百万6千円の、計96億8千2百57万2千円を見込んでいる。

このうち、新会館建設工事用地借地代、新オフィス設計・ネットワーク導入支援費、新有地不動産取得税等の各経費は、平成30年度予算の費用処理分として計4億6千1百73万5千円を計上しているが、これらの費用の支払原資について、特定資産である会館建替準備引当資産、会館修繕引当資産及び減価償却引当資産の合計4億6千1百73万5千円を取り崩して対応する。

この取り崩し額は現時点における暫定額とし、各経費の支払実績に基づき必要額を確定させることについては伊藤会長に一任することと、新有地取得代金と新会館建設工事費・設計監理費の一部は資産計上分とし、92億2千83万7千円の支払いを見込んでいるが、これらは現有地立ちのきに伴う土地収用差額などから充当し、支払うことについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第5号 寄付金取扱規程の制定について (河内事務局長)

寄付金取扱規程の制定について以下の通り説明。

本会は、スポーツ振興資金財団を通じた免税募金等により財界・企業・団体などから、毎年多額の寄付金をいただいております。平成28年度はアサヒビール株式会社、平成29年度はSMBC日興証券株式会社からいただいた。

本会ではこれまで、寄付金の募集方法や受領した寄付金の取扱方法について規程化していなかったため、公益法人として適切な寄付金の取扱を実施するため、寄付金取扱規程を新たに制定する。

第1条の目的では、本会が受領する寄付金の取扱に関して必要な事項を定めるとした。

第2条定義では、寄付金の使途の違いによる分類として、第1項において、寄付者から使途が特定されていない寄付金を「一般寄付金」、寄付者から使途が特定された寄付金と本会があらかじめ使途を特定して募集する寄付金を総称して

「特定寄付金」とした。同条第2項では、これらの寄付金には金銭のほかには財産権が含まれるものとした。

第3条の寄付金の募集では、第1号の本会が常時一般寄付金を募ることができ一般寄付金、第2号の寄付者から使途が特定される特定寄付金について、寄付金申込書により寄付の申し出を受け付けることとした。また、本会が特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面である「募金趣意書」を理事会に提出し、承認を得ることとした。

第4条の寄付金の使途について、第1項において、寄付金の有益な活用を実現するため、一般寄付金は寄付金総額の50%以上を本会の公益目的事業に使用し、その残額を管理費に使用することとした。同条第3項では、特定寄付金は、寄付者又は本会が特定した使途に使用するものとし、本会が募集する特定寄付金は、募集経費（募集総額の30%以下）を控除した残金を本会が特定した使途に使用することとした。

第5条の寄付受入の制限では、同条各号に該当若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならないこととした。

第6条の募金趣意書等の交付では、本会が特定寄付金を募集する時は、募金趣意書を募金対象者に事前に交付しなければならないこととし、第2項では本会ホームページに募金趣意書を公開することで事前交付に代えることができるとした。

第7条から第10条にかけては、寄付金受領後の事務的な手続きや情報公開などについて、第11条では本規程の改廃は理事会の決議を経るものとした。

以上、寄付金取扱規程の制定について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

## 第6号 日本スポーツ少年団設置規程の改定について (坂本祐之輔理事)

日本スポーツ少年団設置規程の改定について以下の通り説明。

日本体育協会の名称が平成30年4月1日から日本スポーツ協会に変更するとともに、英語表記のスポーツを複数形の Sports から単数形の Sport とすることとなったことを踏まえ、日本スポーツ少年団の英語表記のスポーツも同様に単数形の Sport に変更する。このため、日本スポーツ少年団設置規程第2条の英語表記を Sports から Sport に変更する。

また、第12条第3項の役員の辞任または任期満了後の取扱いについて、これまでは任期満了後しか記載していなかったが、本会定款の記載に合わせた修正を行い、辞任により定数が足りなくなる時は新たに選任された者が就任するまではその権利義務を有すると変更する。

これらの内容について、平成30年4月1日付にて改定する旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

## 報告事項

### 1. 会務関係 (河内事務局長)

#### ・女性スポーツ委員会の委員構成について

女性スポーツ委員会の委員構成及び業務執行理事は、伊藤会長と泉副会長兼専務理事に一任されており、業務執行理事は平成30年1月10日開催の第5

回理事会にて、ゼッターランド常務理事が担当することを報告した。

このほど、資料記載のとおり、ゼッターランド常務理事を委員長とし、全9名を選任したことを報告。

女性スポーツ委員会では、女性のスポーツに関する活動環境の充実や改善を通じて、女性のスポーツ参画を促進し、より公平なスポーツ文化の確立を目指すため、事業横断的な活動方針を策定し、効果的な事業間連携を推進する旨、併せて報告。

## 2. 国民体育大会関係

(大野常務理事)

### (1) 第73回国民体育大会冬季大会の終了について

スケート・アイスホッケー競技会は、去る1月28日から2月1日までの5日間、スケート競技会は山梨県甲府市と富士吉田市で、アイスホッケー競技会は神奈川県横浜市でそれぞれ開催し、選手・監督1,404名、本部役員363名の計1,767名が参加した。山梨県でのスケート競技会開催は、平成17年の第60回大会以来13年ぶり7回目の開催、神奈川県でのアイスホッケー競技会の開催は昭和39年の第19回大会以来、54年ぶり2回目の開催となった。

各競技会の成績は資料記載の通りとなり、スケート競技会では、長野県が男女総合成績において3年連続6回目、女子総合成績においても3年連続17回目の優勝を果たした。アイスホッケー競技会では、北海道が4年連続33回目の総合優勝を果たした。

スキー競技会は、2月25日から28日までの4日間、新潟県妙高市で開催し、選手・監督1,467名、本部役員336名の計1,803名が参加した。

新潟県でのスキー競技会の開催は、平成21年の第64回大会以来、9年ぶり9回目の開催となった。

スキー競技会の成績は資料記載の通りとなり、長野県が男女総合成績において3年ぶり8回目、女子総合成績においても、2年ぶり15回目の優勝となった。

スキー競技会には、ピョンチャン冬季オリンピック競技大会をはじめとした国際大会の代表経験者が多数参加し、地元新潟県選手の活躍もあって成功裡に終了した。また、イベント事業としてモーグルとスノーボードを実施し、地元の方々も冬季競技に親しむ機会となっていた。

冬季大会にて実施したドーピング検査について、日本アンチ・ドーピング機構により競技会検査を実施し、検査結果については現在分析中のため、本会ホームページ等にて公表する。

冬季大会の企業協賛については、開催県の山梨県、新潟県、神奈川県と協同で実施し、国体パートナーとして日本体育協会の協賛企業であるアシックスジャパン、大塚製薬、ミズノ、三井住友海上火災保険、ローソンのほか冬季国体スキー競技会のパートナーとして、新潟県の冷凍・空調等設備会社であるミタカに支援をいただいた。なお、ミタカにはスキー競技4種目のゼッケンスポンサーとしても協賛いただいた旨報告し、役員各位にそれぞれの立場から尽力を頂いたことに対して謝辞が述べられた。

### (2) 第75回及び第76回国民体育大会冬季大会(スケート競技会・アイスホッケー競技会)の開催地について

2020年の第75回冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催地について、平成30年1月開催の平成29年度第5回理事会において、青森県に

対して開催要請を行ったことを報告した。その後2月16日に青森県から開催受諾書が提出されたため、2月22日に青森県に対して開催決定書を手交し、青森県が開催地に正式決定した旨、報告。

また、同第5回理事会において、伊藤会長と大野常務理事に一任されていた2021年の第76回冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催地のうち、スケート競技会のショートトラック種目、フィギュア種目及びアイスホッケー競技会の開催地について愛知県と調整した結果、開催に向けた検討を進めていただくこととなり、2月19日に愛知県に対し文部科学省とともに開催要請を行った旨、報告。

同じく、第76回冬季大会スケート競技会のスピード種目については、岐阜県と調整した結果、開催に向けた検討を進めていただくこととなり、2月20日に岐阜県に対し、文部科学省とともに開催要請を行った旨、報告。

今後、愛知県、岐阜県内での調整が済み次第開催受諾書を提出いただくこととなるが、開催受諾書を受領したのちの開催決定の手続きについては、伊藤会長と大野常務理事に一任された。

### 3. 国際交流事業関係

(丹羽理事)

#### (1) 第22回及び23回日韓青少年夏季スポーツ交流（派遣・受入）並びに第17回日韓青少年冬季スポーツ交流（派遣・受入）について

本交流競技会は日本及び韓国が同時期にそれぞれ派遣・受入を行う「相互交流方式」により毎年8月に開催している。

小学校高学年から中学生を対象とし、サッカー、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントンの5競技に本部役員を含めた218名で選手団を編成し、平成30年度の第22回交流は佐賀県で、平成31年度の第23回交流は京都府で開催する旨、報告。

また、平成30年度に第17回となる日韓青少年冬季スポーツ交流は、平成29年度に引き続き、長野県で開催することを併せて報告。

#### (2) 第16回日韓青少年冬季スポーツ交流（派遣・受入）事業の終了について

派遣交流については、本会評議員の丸山隆義長野県体育協会専務理事を団長とし、1月8日から13日までの6日間、スキー、スケート、アイスホッケー、カーリングの4競技を実施した。

雪上競技は長野県体育協会、氷上競技は長野県体育協会と日本スケート連盟の推薦により、選手及び指導者を選出し、本部役員7名を加えた日本選手団148名を韓国へ派遣した。

韓国での雪上競技は、ピョンチャン冬季オリンピックが開催された韓国北東部の江原道にて、氷上競技はソウル特別市にて実施され、スポーツ交流だけでなく、文化探訪など充実したプログラムにより、韓国選手団と有意義な交流を深めた。

受入交流については、2月12日から17日までの6日間、スキー、スケート、アイスホッケー、カーリングの4競技を長野県にて実施し、148名の韓国選手団を受け入れた。

合同レクリエーションとしてアクティブ・チャイルド・プログラムを実施するとともに、合同練習や公式試合を実施し、スポーツを通じた交流を深めた旨、報告。



報告に続き、本交流に協力いただいた長野県体育協会、日本スケート連盟並びに関係競技団体の皆様に対し謝辞が述べられた。

#### 4. 日本スポーツマスターズ関係 (佐久間理事)

2019年開催の日本スポーツマスターズは、平成27年度第1回理事会にて岐阜県での開催が決定しており、会期については同年に茨城県で開催の第74回国民体育大会など国内主要行事との重複を避けるよう岐阜県と協議した結果、基本日程を2019年9月20日から24日までの5日間とした。会期前日程としては、水泳競技が屋外プールを使用する関係上、8月31日、9月1日の2日間、ゴルフ競技がゴルフ場の営業を考慮し平日開催とし、9月11日から13日の3日間、空手道競技は競技会場の関係から、9月14日から16日の3日間とし、全13競技を実施する旨、報告。

#### 5. 生涯スポーツ推進関係 (大野常務理事)

##### (1) 生涯スポーツ・体力づくり全国会議2018の終了について

本会議は、平成30年2月2日に広島県広島市のグランドプリンスホテル広島を会場として、スポーツ庁並びに本会をはじめとするスポーツ関係8団体及び広島市で構成する生涯スポーツ・体力づくり全国会議実行委員会の主催により、全国から712名が参加し、資料記載のとおり開催した。

全体テーマを「スポーツが変える。未来を創る。～ Enjoy Sports, Enjoy Life ～」とし、スポーツの価値を広く国民に伝え、年齢や性別、障害等を問わず、すべての人がスポーツを楽しみ、喜びを得ることで、生き生きとした人生を送ることができる社会を目指すため、スポーツ関係団体等に求められる新たな方策について協議を行うことを目的に実施した。

全体会では、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進～スポーツ立国の実現に向けて～」をテーマにシンポジウムを行い、東海大学の萩先生をコーディネーターに、パネリストとしてスポーツ庁鈴木長官をはじめ4名の方々にそれぞれの立場から意見をいただいた。

分科会では、本会が担当した第1分科会のほか、第2分科会でゼッターランド常務理事が指導者育成専門委員会委員長の立場でパネリストを務めるなど、それぞれの分科会でテーマにそった事例発表と活発な意見交換が行われ、成功裡に終了した旨、報告。

なお、来年も同時期に、徳島県での開催を予定している旨、併せて報告。

##### (2) 「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2018」の策定について (泉副会長兼専務理事)

本会は、本会の中期事業方針であるスポーツ推進方策に基づくアクションプランの一つとして、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン」を策定し、総合型クラブ育成の基本理念や取組を明らかにしている。

現行の「育成プラン」は2013年に策定し、平成29年度が策定から5年目の最終年度にあたるため、改定作業を進めてきた。

上位方策である「日本体育協会スポーツ推進方策2018」(スポーツ推進2018)の策定に準じて、現行の「育成プラン」の成果・課題や総合型クラブを取り巻く環境を踏まえ、地域スポーツクラブ育成専門委員会や本会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会(通称SC全国ネットワーク)の常任幹事会において協議した。

平成 29 年 12 月に中間まとめを作成し、平成 30 年 1 月に SC 全国ネットワークに加入する都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に対して中間まとめの意見聴取を実施し、平成 30 年 3 月 6 日開催の第 4 回地域スポーツクラブ育成専門委員会で最終案が別添資料の通り承認された。

全体の構成について 1 に基本理念、2 に基本方針とし、3 に各総合型地域スポーツクラブの取組として、基本理念と基本方針を踏まえ、各クラブが「自立した運営や活動を推進するために取り組むべき事項について取りまとめた。

これら各総合型クラブの取組を下支えする形で 4 に日本体育協会 (SC 全国ネットワーク) の取組として、本会・SC 全国ネットワークが行う支援方策があるという構成になっている。

この育成プラン 2018 は、スポーツ推進 2018 のアクションプランとして改定を行い、4 の日本体育協会(SC 全国ネットワーク)の取組の内容は、スポーツ推進 2018 に準じており、より具体的なアクションプランとして明示している旨、報告。

育成プラン 2018 の冊子化は、平成 30 年 4 月 1 日に本会の名称を日本スポーツ協会に変更後に行う旨、併せて報告。

## その他

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックについて (遠藤副会長)

超党派の国会議員によるスポーツ議員連盟において、東京 2020 オリンピックの開会式の前日と当日、閉会式の当日について、2020 年に限り、海の日、山の日、体育の日の祝日を充てて祝日にするという特別法の整備を進めており、役員各位もご理解をお願いしたい。

- ・会議日程及び本会名称変更について (河内事務局長)

平成 29 年度臨時評議員会を平成 30 年 3 月 23 日 14 時からグランドプリンスホテル高輪で開催すること、また評議員会終了後 15 時 30 分から第 20 回秩父宮スポーツ医・科賞表彰式及び受賞祝賀会を開催することについて確認した。

日本体育協会の名称変更を広く PR するための記者発表と関係者を招待しての記念祝賀会を平成 30 年 3 月 29 日 15 時から東京プリンスホテルにて開催することを理事・監事各位に案内した。

以上の諸報告をいずれも了承後、15 時 15 分に閉会。